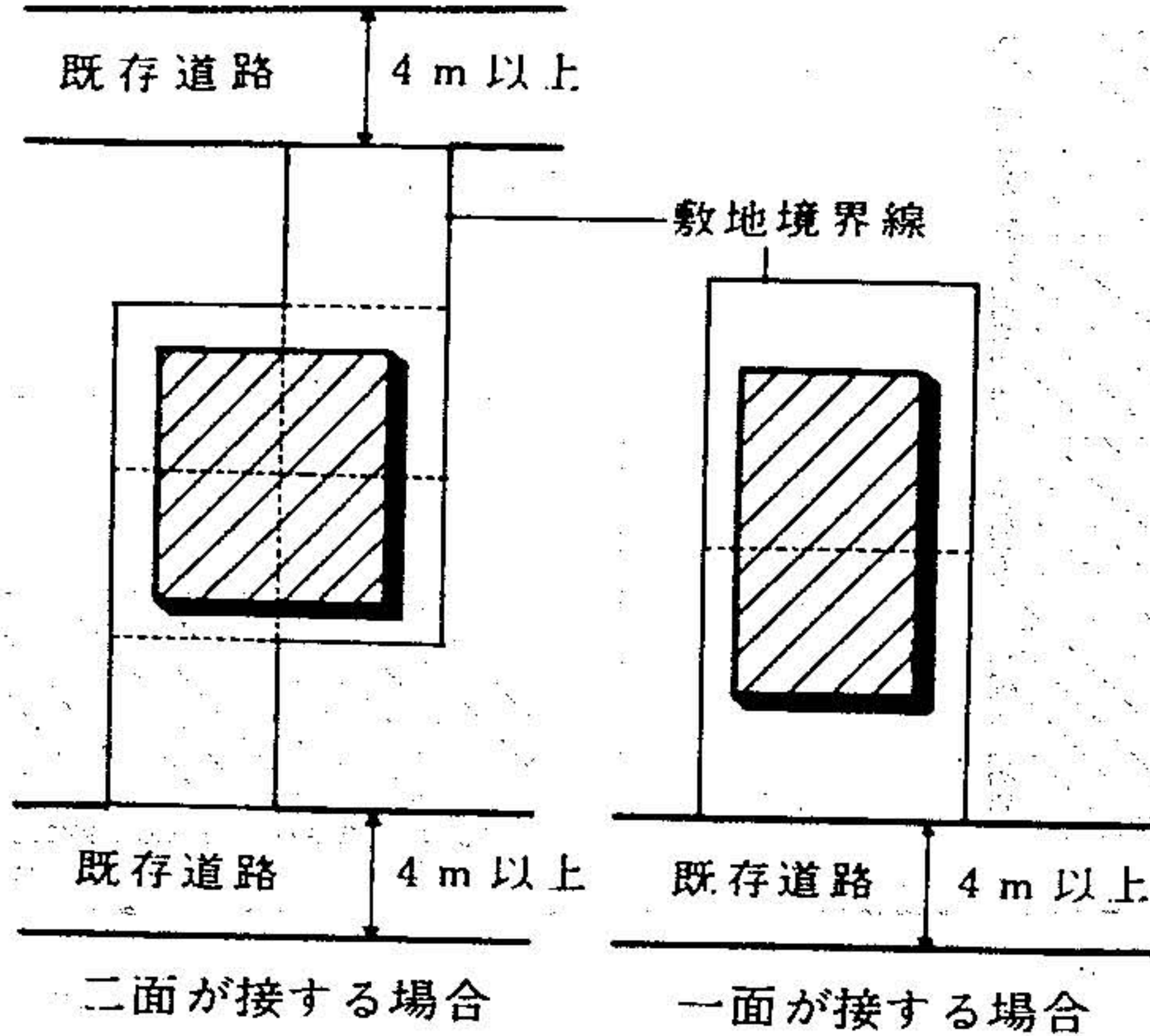


図-4 敷地と道路との関係

特殊建築物(A)

既存道路巾員——4 m以上
 接道義務——敷地の周囲の長さの1/6以上

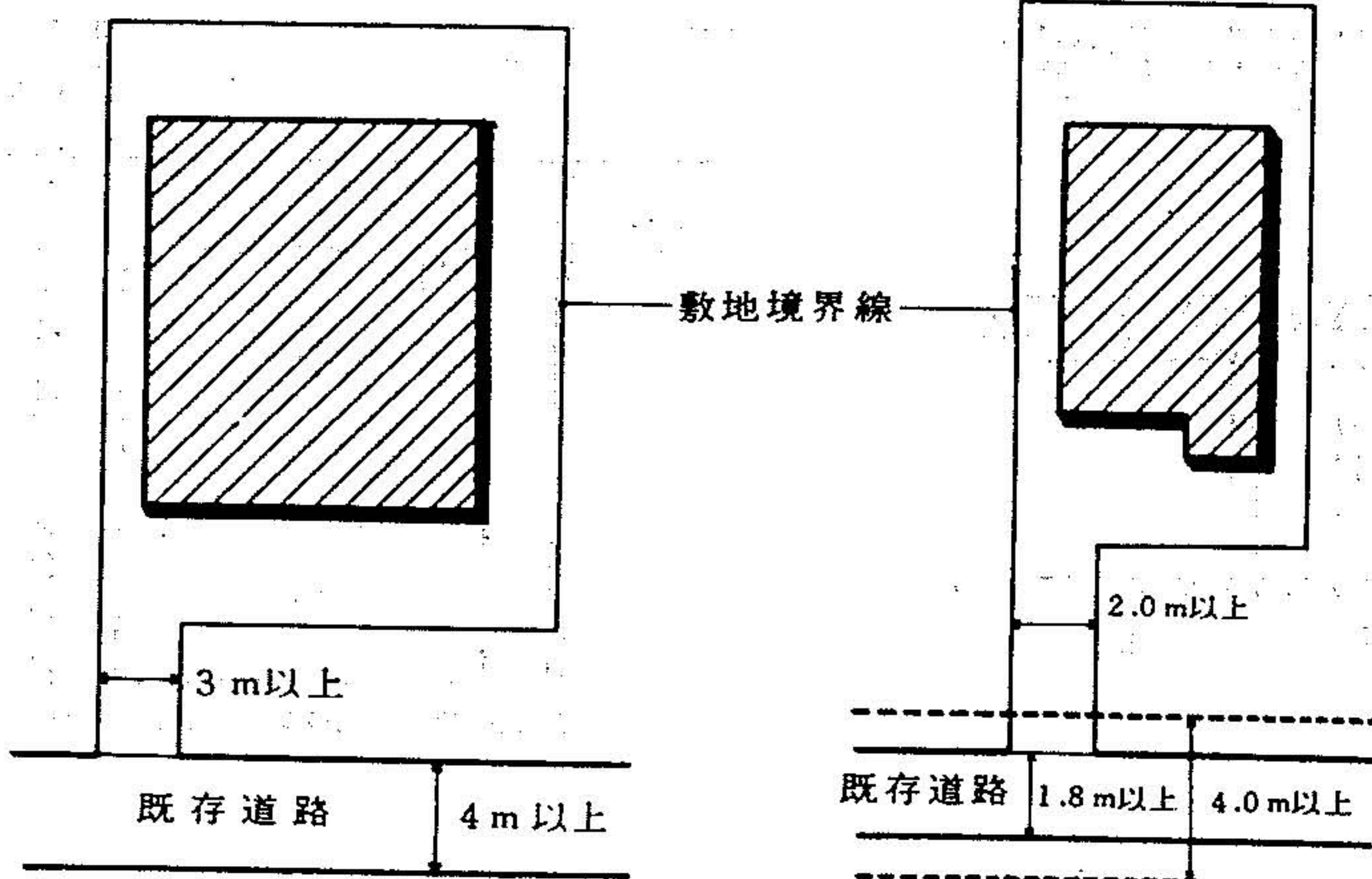
- 対象 { 1. 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 (1号)
 2. 百貨店、物品販売店舗 (1,500㎡をこえるもの) (1号)
 マーケット (1,500㎡をこえるもの) (1号)



特殊建築物(B)

既存道路巾員——4 m以上
 接道義務——3 m以上

- 対象— { 1. 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍等 (2号)
 2. 学校、体育館、博物館、美術館、図書館等 (2号)
 3. キャバレー、ナイトクラブ、舞踏場、遊技場等 (2号)
 4. マーケット若しくは物品販売業を営む店舗 (1号にかかげるものを除く) カフェー、バー待合、料理店等でその用途に供する部分の床面積の合計500㎡をこえるもの (3号)
 5. 1～3号までに掲げるもののほか、階数が3以上又は述べ面積の合計が1,000㎡をこえるもの (4号)



住宅一般建築物

既存道路巾員——1.8m以上
 接道義務——2 m以上